

令和6年度 第2回 電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

1 開催日時等

日時 令和6年10月4日(金) 午後1時30分～午後2時45分

場所 徳島地方合同庁舎 5階会議室

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 端村委員

(労側委員) 木戸委員 矢藤委員 横井委員

(使側委員) 五島委員 久米委員 鴻池委員

3 議題

電気機械器具最低賃金額改正の審議について

4 議事

部会長

それでは、ただ今より本年度第2回「電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。事務局は委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の6名以上、又は各側委員の3分の1の各1名以上の出席で成立することとなっております。

本日は8名の委員が出席ですが、矢藤委員は遅れますが出席すると伺っております。本部会が有効に成立していることを報告します。

また、最低賃金法第25条第5項に基づき、特定最低賃金の改正決定に係る意見を関係労使に求める公示を行いました。意見の提出はありませんでした。以上です。

部会長

ありがとうございます。それでは最初に、本日の資料について事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

まず、資料1、1ページは、特定最低賃金専門部会の委員の名簿になります。

資料2、3ページは、8月21日の第4回本審で局長から審議会会長あてに諮問した電気機械の金額改正諮問の諮問文の写しになります。

資料3-1、5ページが、答申日別の最短効力発生日が分かる表です。

資料3-2、6ページが、本年度の審議日程となっております。

資料4-1、7ページは、平成22年度以降の県最賃と各特定最低賃金の改正状況の一覧表です。各年毎の引上額、引上率、未満率、影響率をまとめています。「電気機械」は、一番下の段にこれまでの金額等を記載しております。

資料 4-2、8 ページは、四国各県の特定最低賃金の推移になります。

四国各県の特定最賃の平成 19 年度以降の推移表です。下の表が「電気機械」になります。

資料 4-3、9 ページ目は、令和 5 年度の電気機械の全国の審議・決定状況になります。

資料 5、11 ページから今年実施した最低賃金基礎調査結果のうち「電気機械」関係のものです。資料は、例年どおり、労働者数 99 人以下の規模の事業場のものになります。

11 ページの集計概要をご覧ください。

表の左から 2 列目の全体のところをご覧くださいますと、現行の最低賃金額 983 円を下回っている労働者の割合を示す未満率は、9.73%となっています。

その下の月平均賃金額は 239,059 円、その下の時間あたり平均賃金額は 1,470 円となっています。

その下の一か月平均労働時間数は 162 時間で、その下の特性値として、賃金の低い順に並べて、20 分の 1 番目に来る、第 1 二十分位数の時間額は 975 円、10 分の 1 番目に来る、第 1 十分位数の時間額は 983 円、4 分の 1 番目に来る、第 1 四分位数の時間額は 1,000 円、真ん中の中位数は、1,338 円になっています。

13 ページの 2 (1) の表は、平成 27 年以降の未満率の推移になります。

その下のグラフですが、棒線が各賃金での人数、折れ線が各賃金での影響率を表しています。

14 ページ (3) の影響率の表は、現行の最低賃金額からアップした場合の 1 円ごとの影響率表で、左の金額を下回る労働者の割合となります。先のグラフの数字になります。

表の見方ですが、現行 983 円にプラス 50 円した場合の影響率は、1,033 円の行の一つ上、1,032 円の欄をみて 30.63%となっています。

17 ページからは、賃金分布状況の表になります。ここでは各賃金の欄の人数は累計で表示されています。規模別と年齢別、19 ページからは男女別の年齢別となっています。

21 ページからは、調査結果から確認された現行最賃額に満たない低賃金労働者の一覧表になっています。

資料 6、23 ページ以降は、経済指標の資料となります。

資料 6-1 は、経済資料の基調判断を書き出しておりますので、読み上げさせていただきます。24 ページになります。

月例経済報告の 9 月ですが、「景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とされており。

徳島県金融経済概況 9 月では、「徳島県内の景気は、緩やかに持ち直している」とされており。

徳島経済レポートでは「緩やかに回復している」とされており。

職業安定業務統計速報の 9 月 30 日公表分では、「求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかに減少している。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。」とされており。

次のページからは、それぞれの基調判断の元資料です。

資料 6-6、57 ページから、県内の倒産件数、負債総額の推移があります。帝国データバンクと東京商工リサーチの公表資料をまとめたものです。8 月の倒産件数は、帝国データバンクで 6 件、東京商工リサーチでは 3 件となっております。

資料 6-7、59 ページは、春季の賃上げ回答妥結状況の表があります。当室で取りまとめた資料です。

資料の説明は以上です。

部会長

ただ今の説明について質問等があればお願いします。

部会長

それでは本日は、本年度の金額改正について労使より基本的な考え方などをお伺いしたいと思います。本専門部会は、第 3 回目を 10 月 17 日木曜日、予備日として 10 月 21 日月曜日に予定しています。第 3 回の専門部会における結審に向けて、大筋での合意形成ができるように目指していきたいと考えています。各委員の皆様方のご協力をよろしくお願いします。

労側、使側、どちらからでも結構ですので見解をいただけたらと思います。では、慣例どおり、労側からお願いしましょうか。

委員（労側）

本年度におかれましても、電気連合の東四国地方協議会徳島地域協議会の賀川議長より意見をいただいておりますので、その説明をさせていただきます。

お手元にある資料をご覧くださいようお願いします。

項目としては、大きく 3 つに分けて説明をさせていただきます。

1 つ目が、特定最賃の意義と役割についてです。特定最賃は、賃金の格差是正と公正競争の確保を目的としております。産業内の賃金基準を守る重要な役割を果たしております。それに対して電気連合としての方針として、2024 年の闘争におきまして、産業別最低賃金を高卒初任給の水準に準拠させるという方針を打ち出しております。政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、全国加重平均賃金で 1,500 円を目指すと言われており、そういった点からも、2024 年度の地域別最低賃金の目安額も大幅に引上げが実施されました。

2 つ目です。徳島県に着目しますと、労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金は、11 月より 84 円引き上げられ、時間額が 980 円となります。特定最低賃金は、業務、業種等を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金となっており、地域の最低賃金よりも相対的に高い水準の確保が必要不可欠となっております。

3 つ目は、賃金に対する説明です。同一労働に対して同一賃金を目指しましょうというのが基本的な理念となっております。

次のページをお願いします。

4 つ目、徳島県における電気産業の位置付けについて説明をさせていただきます。従業員数は、県全体の 25% を占め、出荷額は 26.4%。付加価値額は 23.8% を占めております。

次の資料を見てください。

従業者数、製造品出荷額、生産額、付加価値額における徳島と近隣各県とを比較した表となっております。数字的には、やはり兵庫県とか大きい大都市に比べると低くはなっていますが、四国圏内におきましては、非常に高い数値となっております。また、県におけるパーセンテージにおきましては、先ほど言ったように、2 割から 3 割ほどの水準となっており、ほかの産業

に比較すると、電気産業というのは、徳島県における主要産業であるというのは一目瞭然だと思えます。

徳島県がほかの近隣の県に比較して、電機産業が主要産業であり、さらに数字的にも高い水準であります。それらが適正に賃金として反映されているかというのを次のページで説明をさせていただきます。

付加価値に見合った報酬を得られているかということで、電気産業は、高品質な技術や情報産業技術を求められており、優秀な人材の確保、定着を図ることが重要です。法定の電気最低賃金引上げが必要ですが、実際はどうであるかというのを次の表で示しております。付加価値額を見ますと、全産業に比べて約6割。製造業と比べて40%以上上回っているものの、その下の表を見ますと、全産業と比べて20%、製造業と比べましても10%という程度の報酬額の割合となっております。実際はどうかといいますと、付加価値に見合っていない報酬額と言えます。

次のページをお願いします。

そこで、金属産業と電気機械というのがよく比較で出ますが、近隣県と全国平均で比較をしてみました。全国平均額で電気機械器具製造業というのが960円となっております。それに対して一般機械におきましては、981円です。また、電気機械器具の最低賃金におきましては、徳島県、983円、香川県982円、愛媛県987円、兵庫県1,002円となっております。各産業別の最低賃金を徳島県に着目すると、一般機械は1,020円と比較的高い割合に対して、電気機械器具製造業は983円です。これらを全国平均と単純比較、差額による比較をさせていただいたところ、その差としましては、相対的に評価した場合には999円に相当すると言えます。

併せて、賃金が低いことに対する影響を次に述べます。

徳島県の最低賃金が低いことと、若者や優秀な人材の流出が影響を及ぼしているのではないかということ懸念しております。そのためにどうしたらいいのか。これは、やはり電気産業の実力に見合ったふさわしい賃金水準の引上げ、人材の県外流出を防ぐとともに、収入を増やす施策をする努力を求めます。

次のページをお願いします。

以上のことを踏まえまして、基幹的労働者の入り口賃金としてふさわしい水準を確保し、あわせて、隣県格差がある場合は縮小に努めることを念頭に、特定最低賃金の意義、役割をまとめると、次の3点が主となります。

産業内の賃金格差の是正と公正競争の確保。バリューチェーン全体の健全な発展に向けた役割。企業の枠を超えた同一価値労働、同一賃金を基本とした均等均衡待遇の実現。

労側で目指す水準を話し合った結果、電気連合方針の目安は高校卒業初任給の水準、1,194円を準拠水準とし当面の到達目標は「準拠基準の90%」をめどに改善するとありますので、その金額は1,074円となります。現在の徳島県の特定最低賃金が983円でありますので、それを足すと1,074円となり、91円上回ることが分かります。計画的な改善を図りたいところですが、電気機械の特定最低賃金は、他産業より高度な技術を有した労働者の最低賃金であり、地域最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠であることから、令和6年の特定県地域最賃の改善額84円も考慮し、電気連合方針の水準である1,074円まで早急に引上げを行う必要があります。徳島県の電気特定最低賃金983円と高卒初任給準拠水準の90%である1,074円との差はプラス91円。上記の考え方より、2024年度の電気機械器具製造業の最低賃金引上げ額の要求は、プラス91円といたします。

以上労働側からの意見書でした。よろしく申し上げます。

部会長

91 円。1,074 円ですね。それでは、使側からご意見いただけますか。

■ 委員（使側）

今回の特定賃金専門部会の議事は公開されますか。

事務局（室長）

議事は、傍聴は認めていませんが、三者協議の場の議事録を公開としています。二者協議は、議事録を作成しておりません。

■ 委員（使側）

それは昨年のようには変えられませんか。

事務局（室長）

昨年は議事要旨のみ公開ということで、議事録は公開しておりませんでした。

部会長

今年は昨年より細かい内容を公開するようになったということです。

■ 委員（使側）

誰がどういう発言をしたかというのが分かるということですか。

部会長

議事録は公開します。発言者の名前は出ないことになっています。
使側の発言という記載になるかと思えます。

■ 委員（使側）

それで、発言できますか。地賃のときのやり取り、また知事の発言等々、私も SNS 等でも拝見しましたが、ああいう状況の中で、使側委員が発言できますかね。どうなんですか。隣にも聞いてください。

■ 委員（使側）

何か調べたら分かるのでしたか。
まあ、そこは。

■ 委員（使側）

今回の着地点ですが、労使で話し合っるところなんですけど、昨年は、結局のところ、地賃の上昇率に合わせましょうというのが最後だったと思うんですけど、それが今回も適用さ

れるのでしたら、そんなにもう話すこと、あまりないんじゃないかなとも思ってしまうんですけど。そこはこう、議論の中で、場合によっては地賃の上昇額を合意すれば下回るということもあり得るんですよ。

部会長

地賃の上昇額というのは84円でしたかね。

それを下回ることがあり得るかどうかというご質問ですかね。

これは、話し合いというか、協議次第じゃないでしょうか。

事務局（室長）

地賃の84円というのは、あくまで徳島の位置というのを勘案して、目安の50円をそれに加えて、その額が大体妥当であろうということでの委員の採決によって決まったものになるので、上げ幅は、もちろん84という数字なんですけれども、上げ幅ということで決めたわけではない。例年ですと、目安プラスとかいう議論をするわけですが、徳島の立ち位置と今年の目安の50円というのを基準にして決まってるということです。

特定最低賃金ですので、労使の話し合い、イニシアチブにより決まると考えております。

委員（使側）

84円というのがとんでもない金額であって、それを基準にしてという話はまずできないでしょう。無理と思います。そこなんですよね。

委員（使側）

別に地賃の話し合いに関わったわけでもないですし、あれですけど、中賃の示した50円、別にその50円という上げ幅が例年に対して決して低いわけでもなく、一つの方針、指標というところで、中賃が掲げた、示したもの。それに対して例えばプラス1円、2円で、多分、徳島の時点で、愛媛県、岩手県もでしたけれど、2県ぐらいがプラス59円というところで決定されてますけど、どう見ても、あまりにもずば抜けた金額というところになっています。そこに対しての様々なやり取りというのは、いろんなところで正直、見聞きもするわけなんですけど。これが本当に、地賃がこれだけ上がっているからという水準だけで話を、それを土俵にしているのであれば、本当に何か我々がこの場に立つ意味がないんじゃないかなというふうに思ってしまう。というのは、これも、議事録に残ると思うんですけど、使側の率直な立場として、この3人の同意とかというわけではなくて、取りあえず私の個人の意見ということでも全然結構ですけど、と思います。

最初にちょっと重い感じにしていましてすみません。でも、偽らざる気持ちだけは、最初に言わせてもらおうかなと思いました。もう、この最初の今年も見直ししましょうという第1回の話し合いの中で、当然使側のほうも十分に賃金を上げていくべきだ。それは、ここにいる使側の委員3人もそういうつもりでありましたし、それは皆さん、お聞きになられたところだと思います。それに対して国が50円という指標も出してきてる、それも当然存じ上げてる場所ですので、その水準は守らなければと思いますが、地賃の話をしてもしようがないんですけど、やはり、正直かなり驚きとともに我々、受け止めているのももっともですし。当然、

労側もご主張、資料をしっかりと提示していただいて、それも当然なるほどなと納得させるものがあるのは確かではあるんですけど、そうですね、これは、あまりにも厳し過ぎやしないかなと。どちらかというと、この業界の県内の中小零細企業をある程度今年潰すぐらいのつもりなのかなというような水準で受け止めています。なかなか労側のほうのご提示金額には、議論はこれからさせていただくところではあるんですけど、すんなりとはちょっと受けれる状況ではないというのだけは、はい、まず。私の意見として言わせていただきます。

部会長

今、使側のほうで、今日の段階で使側の金額提示ということはいかがでしょう。

■ 委員（使側）

それに関しては、もし可能であれば、使側で少しお時間をいただければありがたいと思います。

部会長

途中でよろしいでしょうか。分かりました。

■ 委員（使側）

徳島県最賃の 84 円という話がありましたけども、これ、本当に私はいろんなところで衝撃的な賃金ということを言われていてですね。このたびも本当に急激な賃上げを、もしやろうとするのであれば、当然、小規模事業者の経営を相当圧迫するということです。一般論でいうと、そういうところは間違いないと思います。また、経営者側はじゃあ何をやるかということ、コストダウンを図るとかですね。いわゆる物流コストを値切るという話になってきたりすると、それはまた物流の 24 年問題があって、それもできない。今度はじゃあ設備投資するかということになる。設備投資してコストダウンを図るといって、小規模事業者では大きな設備投資は当然できません。賃金は上がりました。じゃあ、どうするのということ、まずは省人化できるようなことを何か考えると、いろんなことを考えていかなければいけないのですが、賃金が一番大きな比重を占めていると思いますので、そこらをより慎重に。■ 委員がおっしゃったように、慎重に考えて協議していかないといけないかなって思いますね。価格転嫁がスムーズに行けばという話です。価格転嫁のうちの物流コストと云ったら、ガソリン代が上がれば、それを、トラックの運転手の賃金も当然というか、24 年問題ですから、賃金が上がってきて、それも受け入れることが厳しいというところであったりするので、県最賃の引上げ額の 84 円と同様に引き上げるというのは、まずは到底受け入れられない金額であったりするので、そこらをやっぱり慎重に協議していきたい。

それと、もう一点。いただいた資料の 5 ページなんですけども、これは電気連合提供の資料によりというところで算定根拠、184,500 円割る 154.52 時間というの、これ、平均の就労時間なんです。1 日 8 時間としても 20 日も働いてない。我々でしたら 176 時間とか、そういう数字で割るのかなと思うんですけども、月間の就労時間 154.52 時間という数字の根拠を示してほしいなと思います。

■委員（労側）

その中の四角の中の記号の2に当たるところですけど、所属している組合の月間所定労働時間の平均値ということです。

■委員（使側）

就労時間が減ったら、賃金を上げないと生活できないという話でしょうけれども。いろんな産業がありますが、私らの業界ですと、賃金が高くなるのはうれしのだけでも、日数もこれだけ働かないと生活できない、子供が大きくてできないという、そういう賃金で働いていますよね。そうすると、月に176時間、22日ぐらいは働いてくれているんですよ。一日の賃金が安かったら、生活できないという話も分かるし、これだけないと、22日、24日、25日働かないと生活できる水準にならないというのも事実ですよ。これを見ると、申し訳ないですけど、全国で154時間、20日も働いてないのかなというイメージがあるんですよ。いろいろ縛りがあって、それだけ働けないとは思いますが、いや、生活できなかつたら、もっと働こうよと、使用者側は、もっと働いてますよというところもあったりしてね。まあ、要らんこと言って申し訳ないですが、154時間を見てそう思いました。コンビニの経営者の話を聞きますとね、労働者がいないので、私はいつ休憩できるんだろう、いつ寝れるんだろうという方もいらっしゃるんですよ。それからすると随分恵まれてる。それは、自分たちで勝ち取った、それは権利だと思いませんけども、それは労働者側と使用者側が話し合った結果の時間と捉えています。

部会長

はい、ありがとうございました。

今、この三者の場でさらにご発言されたい方、いらっしゃいますか。

はい、お願いします。

■委員（労側）

プラス84円という地域の最低賃金が980円という金額が一人歩きしているところはあると思いますけど、全国のうちの47都道府県の中でその980円というのは27番目の位置なんですよ。決して高過ぎるかというのと、それは違くと、労側では、そういう話をしておりました。

部会長

ほか、よろしいですかね。

この後の審議の方法ですけども、何か希望ございますか。例年であれば、二者協議をするということですが、もしよかったら、労公で話をしている間に、使側でご検討いただくというのはどうでしょうか。

■委員（使側）

そうですね、打合せも全くしてないので。

部会長

分かりました。そしたら、二者協議を取りあえずさせていただくということで、まず、労公

でさせていただいて、その間に使側の、もし出るようでしたら、使側としての金額をご提示いただきたらと思います。

それでは、これをお願いできますか。

(公労協議)

(公使協議)

部会長

そうしましたら、ここから三者協議ということで再開させていただきます。

では、使側のほうから、今日の段階での金額提示をお願いできますか。今、2者で言っていたいただいたのを公式見解として。

■ 委員 (使側)

まず、使側というか、三者で話し合わせていただいて、議論を重ねるということで、本日、こちら側からの提示は目安額のプラス 50 円、それを加味した 1,033 円からスタートさせていただきたいと思います。

部会長

ありがとうございます。

二者協議をそれぞれさせていただいて、使側から今の金額を出していただいたということになります。何か労側からこの場でご意見いただくことができますか。

■ 委員 (労側)

ちょっと下で話し合ったんですけど、目安額水準であれば、現段階ではとても受け入れられないというのが労側の共通の意見だと思います。

部会長

本日の段階で、使側の 50 円というご提示があって、それは今日の段階では受けられないというお返事をいただいたと、こういうことですね。分かりました。

■ 委員 (労側)

実際のところ、私たちの最終的に目指す金額というのは、電気連合が提唱しています水準というのがありますので、その水準というのがあくまでも目標となっておりますので。

部会長

分かりました。労側は最初にご提示いただいた金額ということですかね。

■ 委員 (労側)

はい。

部会長

分かりました。今日の審議なんですけれども、この後、引き続き審議のご希望はございますか。どうでしょうか。今日これ以上、ご審議して前に進むかどうかというところだと思うのですが、今日の審議の内容を踏まえて、それぞれ持ち帰っていただいてご検討いただくということか、あるいは、今日もう少し何か審議しておきたいというのがあればと思うんですけど。もしそこでも、今日これ以上審議をしても、これ以上のものがなかなか提示するのが難しい。あるいは、意見が難しいということであれば、もう、今日はここまでにさせていただきますと思うんですけど、いかがでしょうか。労側、いかがですか。

■ 委員（労側）

先ほど申し上げた部分もありますし、これまでの積み上げてきたというところもありますので、そういったところの私たちのほうも、何かこう準備できるデータとか、いろいろ調べるものが、というところで、次回、準備できたらなというのがありますので。必ずできるというところではないんですけども、そういったところも再度、持ち帰って検討させていただければなと思います。もちろん使用者側のおっしゃられてる 50 円というところももちろん含めながら検討したいというところかなと思っています。

ぜひ使用者側の皆さんにおかれましても、この電気の産業のことであるとか、先ほど僕らがいないところで 56 ページのところとか、いろいろ確認もいただけていたと思うんですけど、そういったところも含めて、ぜひ検討いただければなというところですね。

部会長

分かりました。

使側のほうは、今日の段階で何か今後の進め方について。

■ 委員（使側）

そうですね、私は、次までに何か話になる資料が集めれるものであれば、少し集めたいなと思っています。他の方、ご意見いかがでしょうか。

■ 委員（使側）

私も何か関係資料があれば、確認してまいりますので、よろしくお願いいたします。

部会長

はい、よろしいですかね。

■ 委員（使側）

はい、結構です。

部会長

分かりました。それでは、本日は労使双方から今年度の電気機械器具製造業最低賃金の改正

についての意見をいただきましたけれども、本日の段階では意見がまとまりませんでしたので、本日はここで終わりたいというふうに思います。それでよろしいですかね。

(異議なし)

部会長

それで、本日の意見を一応取りまとめさせていただきますと、労側のほうからは、提出されました意見書、内容は繰り返しはいたしませんけれども、この意見書に基づきまして、プラス91円の1,074円ということでご提示いただいたと理解をしております。

使側のほうからは、特に小規模事業者に関しましては価格転嫁の問題とか、あるいは交渉が難しいという問題があり、急激な賃上げについては、事業自体の存続が困難になる可能性もあるというようなご意見もあって、今日の段階では50円プラスの1,033円というご提示をいただいたと理解をしております。

それでは、次回、本日の議論を双方持ち帰っていただきまして、さらにご検討いただき、できましたら次回、全会一致で結審できるようにご努力をお願いできたらというふうに思います。

それでは、事務局のほうから次回の日程と今後の手続などをご説明お願いいたします。

事務局（室長）

次回の専門部会は、10月17日の木曜日、15時からの開催予定となっております。会場は、ここ、徳島労働局の4階の会議室となっております。その専門部会において全会一致で結審した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議を審議会の議決とすることが第1回の本審で決議されておりますので、その場で諮問を行うこととなります。予備日を10月21日に設定しておりますが、予備日を用いてもなお金額に隔たりがあるというなどの場合は、採決により決めなければなりません。この場合は、部会報告を取りまとめて、本審を開いて審議の上、答申するということとなります。本審の開催というのは設定しておりませんので、改めて本審の日程調整を行うこととしております。

以上になります。

部会長

それでは、本日はこれで閉会させていただきます。お疲れさまでした。

(閉会)